

答 申 第 1 4 1 号  
( 諮 問 第 1 3 8 号 )

令和 8 年 ( 2026 年 ) 3 月 30 日

鎌倉市議会議長 中澤 克之 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 嘉 藤 亮

令和 5 年 ( 2023 年 ) 11 月 28 日付け鎌議総第 952 号で諮問のあ  
った下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書全部非公開決定処分に対する審査請求について

## 1 審査会の結論

令和5年（2023年）9月13日付で、審査請求人が行政文書公開請求した「鎌倉市議会平成24年6月定例会（6月28日）の17時20分～28分に秘密会として開催された会議の会議録。」について、実施機関鎌倉市議会が令和5年（2023年）9月27日付けで行った行政文書全部非公開決定処分は妥当ではなく、対象文書の内容を確認のうえ、改めて公開・非公開の決定を行うべきである。

## 2 審査請求の経緯と主張の要旨

### (1) 審査請求の経緯

#### ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和5年（2023年）9月13日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市議会（以下「実施機関」という。）に対し、「鎌倉市議会平成24年6月定例会（6月28日）の17時20分～28分に秘密会として開催された会議の会議録。」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、本件請求に対し、令和5年（2023年）9月27日付け鎌倉市指令議調第3号で、条例第1号、第3号及び第4号に該当するとして、行政文書全部非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和5年（2023年）10月3日付けで審査請求を行った。

### (2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、条例第6条第1号に該当し得る部分を除き、公開することを求める。

### (3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が、令和5年（2023年）10月3日付けで提出した審査請求書、同年11月4日付けで提出した反論書、令和7年（2025年）6月16日付けで提出した意見書及び同年9月2日に当審査会が実施した口頭意見陳述における主張を総合すると、本件処分に対する審査請求の理由は、大要次のとおりである。

ア 条例第7条第1項は、部分公開を義務付けており、発言者や説明者は市の職員であって、条例第6条第3号又は第4号に該当することはおよそ考えられないため、全部非公開処分が取り消されるべきことは明らかである。

イ 本件請求文書に係る秘密会の開催理由は、個人情報の保護のためであって、秘密会そのものが直ちに条例第6条第3号又は第4号に該当するものではない。また鎌倉市議会会議規則（以下「会議規則」という。）は、会議の非公開を定めるが、会議が非公開であるからといって当然に会議録を非公開とすべきとはいえない。

ウ 実施機関による非公開理由説明は、条例第6条第3号又は第4号に規定する「おそれ」を抽象的に述べるにとどまり、対象文書の内容に則した判断がなされるべきである。

### 3 実施機関の行政文書全部非公開決定理由説明要旨

令和5年（2023年）10月27日付けで提出された弁明書及び令和7年（2025年）7月4日に実施した実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が本件処分を行った根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 議会の会議は公開が原則だが、その例外として、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは秘密会を開くことができ、秘密会の会議は公開されない。

秘密会の議事の記録は公表しないものとし、その議事は、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならないことから、鎌倉市の運営においては、議会の議決により秘密性が解除されない限り、秘密会の会議録は公表していない。

- (2) 議会による秘密性の解除が行われていないにもかかわらず、発言者や発言内容等を公開すると、外部からの干渉・圧力等が加えられたり、発言が憶測や誤解を招いたり個人責任を追及されるおそれがあり、今後も秘密会が開催される場合には、これをおそれることにより自由かつ率直な意見交換を行うことができなくなり、また、中立な意思決定が妨げられ、秘密会の議事の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあるため、条例第6条3号及び第4号に該当する。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、意見書及び口頭意見陳述並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

##### (1) 本件請求等について

本件請求は「鎌倉市議会平成 24 年 6 月定例会（6 月 28 日）の 17 時 20 分～28 分に秘密会として開催された会議の会議録。」の公開請求である。

実施機関は、本件請求に対し、条例第 6 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に該当するとして全部非公開とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、条例第 6 条第 1 号に該当する箇所を除き公開すべきであるとして、本件処分の取消しを求めている。

そこで、以下、実施機関による本件処分の妥当性について検討する。なお、審査請求人は、本件処分における条例第 6 条第 1 号の該当性について特段の主張を行っていないことから、当該事項については検討しない。

##### (2) 法律等の定め

ア 地方自治法（以下「法」という。）第 115 条第 1 項は、「普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員 3 人以上の発議により、出席議員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。」と規定する。これを受けて、会議規則第 117 条は「議員が法第 115 条の規定による発議をしようとするときは、文書をもって 3 人以上の発議者が連署して議長に提出しなければならない。」と規定し、また、秘密会の方法として、会議規則第 118 条第 1 項は「秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。」と規定する。

秘密会の形式で開催した際の会議録について、会議規則第 119 条第 1 項は、「秘密会の議事の記録は、公表しない。」と規定した上で、同条第 2 項は「秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。」と規定する。

イ 以上の法及び会議規則の定めによれば、議会の会議は原則公開であるが、例外的な場合に、これを秘密会として非公開とすることができる。そして、秘密会における議事については、その記録

は作成するものの、秘密会の趣旨を没却することがないように、公表しないとしたものと解される。

また、秘密会の議事は、その秘密性が継続する限りは、他に漏らすことができないところ、この「秘密性の継続」の有無は、第一次的には、その構成員が地方公共団体の住民により直接選挙される地方公共団体の議会の合理的な判断に委ねられているものと解される。

(3) 秘密会の会議録の有無について

ア 当審査会が職権により調査したところ、平成 24 年（2012 年）6 月 28 日に開催された鎌倉市議会議会運営委員会の会議録（以下「本件会議録」という。）には、「議案第 21 号教育指導に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について」秘密会とし、秘密事項は「相手方の住所・氏名・学校名とする」こと、「また秘密会は会議公開の原則の例外であり、議事の記録は公表しないこととされていることから、会議録については原本には掲載するものの配布用、閲覧用には掲載しないこと及び秘密会に出席する関係者は秘密事項を含む議事の全てを他言しないことを確認した。」との記載が認められた。

イ 当審査会は条例第 21 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年（2025 年）6 月 9 日付けで、本件会議録の原本に掲載された秘密会（以下「本件秘密会」という。）の会議録の写しの提出を求めたところ、同月 25 日付けで、鎌倉市議会議長より「提出依頼のあった行政文書については、現職において承知しておりません。」との回答を受けた。

実施機関の決定理由説明聴取において本件秘密会の会議録の状況について聴き取ったところ、本件会議録の原本には、本件秘密会の会議録と思われる袋とじ（以下「本件袋とじ」という。）が付されているものの、内容を確認するには開封しなければならないため、本件秘密会の会議録の存在を確認するには至らなかった、とのことであった。

ウ 当審査会は条例第 21 条第 4 項の規定に基づき、令和 7 年（2025 年）8 月 12 日付けで、実施機関に対し、本件袋とじの状態を確認するための実地調査の実施並びに平成 24 年度及び令和 7 年度における本会議会議録作成業務委託についての契約書及び仕様書

の提出を求め、あわせて、同日付けで、実施機関に対し、本件請求に対する現在の見解について確認を求めた。

これに対し、同月 21 日付けで、実施機関より「今後の対応について弁護士を含めた法令の専門家に対し意見を求める予定であることから、相談が終了次第、回答内容について検討いたします。」との回答を受けた。

エ その後、当審査会は、令和 7 年（2025 年）11 月 13 日付けで、実施機関に対し、再度、資料の提出及び見解の確認を求めたところ、同年 12 月 11 日付けで、実施機関より「本件については、弁護士に相談を行い、情報公開に関する意見をいただきました。現在、令和 5 年（2023 年）9 月 27 日付で行った処分を変更する準備を進めています。」との回答を受けた。

オ さらに、当審査会は、令和 8 年（2026 年）2 月 9 日付けで、進捗状況について確認を求めたところ、同年 3 月 5 日付けで、口頭により処分の変更をしない旨の回答を得た。

そのため、当審査会は、本件会議録の原本に掲載された秘密会の会議録の存否及びその内容を確認することができなかった。

#### (4) 条例第 6 条第 3 号及び第 4 号該当性について

ア 上記のとおり、当審査会は、本件会議録の原本に掲載された本件秘密会の会議録を確認することができなかったことから、条例第 6 条第 3 号及び第 4 号該当性について、現時点における審査請求人及び実施機関の主張を基に検討する。

イ 条例第 6 条第 3 号は、「実施機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

また、条例第 6 条第 4 号は、「実施機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

ウ 4(3)アに記載のとおり、本件秘密会は、「議案第21号教育指導に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について」審議したものであって、本件秘密会における秘密事項は「相手方の住所・氏名・学校名」であると推認することができる。他方で、条例第6条各号に規定する非公開事由に該当する箇所が存在するとすれば、条例第7条の規定に基づき、その部分を除き公開しなければならない。

そうすると、議会審議の公開原則及び本件秘密会における審議事項の性格を踏まえれば、当審査会が本件秘密会の会議録の内容を確認することができない以上、その審議について、実施機関が主張するような、発言者に対して外部から干渉・圧力等が加えられたり、発言が憶測や誤解を招いたり、個人責任を追及されたりする等により、将来秘密会が開催された際に、自由かつ率直な意見交換を行うことができなくなり、又は中立的な意思決定が妨げられることで、秘密会の議事の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第6条第3号及び第4号に該当し、その全部についてまで非公開とすることが妥当であると認めることはできない。

エ 4(3)アに記載のとおり、本件秘密会の会議録は作成されているものと推認されるどころ、実施機関の主張によれば、実施機関は、本件会議録の原本に掲載される本件秘密会の会議録及びその内容を確認していない。もとより、秘密会の議事の秘密性が継続する限りは、その内容を他に漏らしてはならず、秘密会の秘密性の継続の有無は、鎌倉市民から直接選挙された議員からなる議会の判断に委ねられているものと解すべきであるから、実施機関は、本件秘密会の秘密性の継続について検討した上で、条例に基づき、改めて公開・非公開の決定を行うことが相当である。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 付言

当審査会の結論は以上のとおりであるが、事柄の性格に鑑み、実施機関の対応について次のとおり付言する。

条例第21条第1項は、「審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。」と規定し、同条第2項は、「諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。」と規定する。さらに、同条第4項は、「審査会は、調査審議のため必要があると認めるときは、(中略)諮問実施機関(中略)に意見若しくは説明又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。」と規定する。

当審査会は、公開決定等に係る行政文書が提供されなければ、実施機関の判断の妥当性を実効的に審査することができない。同様に、実効的な審査を行うためにも、実施機関は、上記調査等の求めに対し、特段の理由を提示しない限り、これに応じるべきものと解すべきである。

それはとりもなおさず、「市政の透明性を向上させ、市民参加の下における公正で民主的な市政を推進すること」(条例第1条)に資するものである。実施機関が市民によって直接選挙される議員からなる議会であるという特性を踏まえたとしても、条例が適用される実施機関である以上、条例の趣旨・目的を踏まえた適切な対応を望むものである。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

### 処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 5 / 9 / 13	行政文書公開請求書が提出される
9 / 27	行政文書全部非公開決定通知書
10 / 3	審査請求書が提出される (処分庁：議事調査課 審査庁：議会総務課)
10 / 27	処分庁が審査庁に弁明書を提出
11 / 4	審査請求人が審査庁に反論書を提出
11 / 28	審査会に諮問
7 / 7 / 4	第 168 回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
8 / 1	第 169 回審査会で審議
9 / 2	第 170 回審査会で審議 (審査請求人からの口頭による意見陳述)
10 / 31	第 171 回審査会で審議
11 / 21	第 172 回審査会で審議
12 / 12	第 173 回審査会で審議
8 / 1 / 27	第 174 回審査会で審議
2 / 20	第 175 回審査会で審議
3 / 18	第 176 回審査会で審議
3 / 30	答申 (答申第 141 号)